

「欠損」家族の子どもたち

橋本宏子 新潟大学講師
星野澄子 家族法研究者

——言葉の真の意味での「欠損」の克服にむけて——

一 欠損家族の今日的状況

この論稿の表題を、〈欠損家族〉としないで、〈「欠損」家族〉としたことには重要な意味あいがある。それは従来の「欠損」およびその大前提としての「家族」について、筆者（橋本・星野）は通常の定義とは異なる分析視角をもって筆を執ることとかわかる。

ともあれ、「欠損家族 (Broken family)」という言葉の通常の用法によれば、「父あるいは母もしくは両親のいない家族」、よりくわしくは、「児童期にある子の親の一方もしくは双方が欠如した家族」と定義されている。

また、その概観につき「社会福祉辞典」では、「厚生省の『全国家庭児童調査』（一九六九）によると、児童のいる世帯

のうち五・六割、約九〇万世帯（その児童数一三八万人）が欠損家庭で、欠損原因としては、死別、生別があり、特に、交通事故など災害、離婚、父母の家族がふえている。欠損家族は、残った家族員のだれかが欠損している家族員の役割を代替しなければならぬなどの困難をもち、非行とも深い関連がある」という説明をしている。

ところで家族の全構成員のなかで、残された対象および失われた対象をとくにこのような層に限定する基準として、湯沢教授は、それ以外の場合——たとえば「乳幼児や無配偶高齢者」が死亡した場合とか、「独立稼働能力」をもっている人が残された場合——は、「通常の家生活経営には支障を生じない」、すなわち「残存家族員の経済的・生理的・社会的等の諸機能は失なわれぬからである」（傍点筆者）と説明している。それゆえ「家族欠損による病理問題は、主要家

族機能の担当者を失ったときに生ずるものであると規定できる」と結論づけている。したがってこれとの関連から、「欠損した家族員によって果されていた機能が、親族とくに夫婦の親やきょうだいの援助によって補完されるとき」には、「経済的な病理や社会的役割の不充足に悩まされることからは救われる」ので、「これらの場合を『半欠損家族』(semi-broken family)とよぶこととする」とある。なお湯沢教授の図式によれば、「欠損家族」は、「貧困家族」・「紛争家族」とともに一括して「問題家族〔病理家族〕」と総称され、「一般家族〔正常家族〕」と区別されているのである。

この立場によれば、家族の人間関係を、言葉の真の意味において「人間関係」と捉えるというよりはむしろ、「役割」ないし「機能」関係としての家族観が前面に出ている。それゆえ、一家の主人⇨稼ぎ手を失ったとしても、「資産が豊かな親族の援助」が受けられれば役割は代替されるであろうし、主婦⇨「主婦」業専従者を失ったとしても、「健康な祖母との同居に恵まれる」ときはこれまた代替可能となるのである。もつとも心理的病理現象が捨象されているわけではなく、たとえば母子家庭について、「人間関係に与える影響としては、母が夫という情緒的・性的対象を失なうことによる欲求不満に陥りがちになる」という形で指摘はされている。しかし基本的に通説の立場は、親子関係においてある「役割」を与える側が欠けたことによる、役割喪失の側面から捉えた形態的な欠損を「欠損家族」のメルクマールとして

いることがわかる。

さしあたりはこの通常の定義にしたがうこととして、次に「欠損家族」になった理由について、ここでおおまかな統計的な把握をしておきたい。

東京都における調査によれば、(1)母子世帯は五万二九〇〇世帯と推計され、内訳は、「生別」五九・一割、「死別」三三・五割、「その他」七・一割とある。このうち「生別」では離婚、「死別」では病氣、「その他」では「未婚の母」がそれぞれ八割前後をしめている。四七年調査では、「生別」が四九・四割、「死別」が四六・九割であったことと比較すると、「生別」がふえ、「死別」が減少していることが指摘できる。また、四七年調査では統計がとられていない「未婚の母」が、今回五・七割という数字を示していることも注目される。さらに、年齢階級別に「死別」と「生別」の割合をみると、年齢階級が低いほど「生別」の割合が高く、年齢階級が高まるにつれ「死別」の割合が高くなっていることがわかる。(2)「父子世帯」は一万一八〇〇世帯と推計され、「生別」六二・二割(うち「離婚」五〇・〇割)、「死別」三六・五割となっている。総じて、都内の母子世帯は相対的に減少し、かわって父子世帯が増大する傾向を示しており、また母子世帯の母の二〇人に一人が「未婚の母」であることが明らかにされた。なお全国的にも父子家庭は増え、現在約一〇万—一〇〇世帯に上っている(全国社会福祉協議会による父子家庭実態調査——読売新聞七九・七・二五)。

二 「役割」関係としての家族

ところで前述のように、「父あるいは母もしくは両親のいない家族」を欠損として把握する見方については、批判が少なくない。

たとえば、「夫と死別して母子家庭の中で娘を成人させ」た樋口恵子氏は、「両親そろわぬ家庭を簡単に『欠損家庭』などと呼び捨てることに私は怒りを感じる」と語り、「問題児は欠損家庭から」と直結するいい方には、もう怒髪天を突く、とでもいうより仕方がない」とわれわれの無神経さを批判する。そして「人間なんでもっともつと複雑なもので、員数合わせだけから結果が生まれるものじゃない。その証拠に、近ごろの子どもの非行も自殺も他殺も、家庭環境は実に多様で、母子家庭や共働きのせいだけにはとてもできない状態だ」(傍点筆者)とシニカルに重要な指摘をしている。

そもそも「欠損家族」という用語が差別用語であるとされるのは、その用語が、両親が存在する状態を正常と捉え、それとの比較においてそうでない状態を欠損とみる発想、さらに形態上の「欠損」から派生して、彼らがそのことのゆえに人格的にも欠陥があるかのように用いられてきたことの不当性を衝いたものといえよう。

その場合、両親と子どもからなる家族を「正常」とみる発想は、資本主義社会において、家族が「労働力再生産の基本

的な単位」であるという基底的事実と密接に関連していると思われる。

家族が「労働力再生産の基本的な単位」として機能するためには、労働力商品として労働市場にでかけ賃金をえてくる役割(主として夫による)と、家庭内において労働力の日々の再生産のための家事労働と世代的再生産のための育児に従事する役割(主として妻による)との分業が必要とされることによる。このことから家族を労働力再生産の単位として捉えるかぎり、役割構造さえ充足していれば「欠損」はありえないことになってくる。それとの関連から、夫婦の一方を欠く家族はとりもなおさず、今後労働力の世代的再生産としての機能を果しえないだけでなく、そのような集団を維持するために夫婦に期待された「役割」の担い手の欠如により、役割充足の困難さを伴い、そのことが子どもの人格形成にも必然的な欠陥を促すと考えられ、意識的・無意識的な差別意識が派生するのであろう。

このような、「労働力再生産の基本的な単位」として機能するために夫婦に規定される「役割」分業は、実は、社会的な「労働の分割」の家族関係への反映に他ならない。そして夫婦の「役割」分業の確立は、「女にも男にも子供にもある人間の血(生物学的必然——筆者注)であつた母性愛を歪曲した形で母親に体现させる現代的意味での「母性愛」を生みだしてくるのである。

家族を「役割」分業で捉えるがゆえに、両方あるいは一

方の親の不存在は、そのまま彼(彼女)が担っていた役割の、
 欠如として認識され、それ以上に分業を統合化する夫婦の全
 人格的な結合関係は、当然には要請されてこない。

しかし今や、両親がそろっており形態的「正常」家族のな
 かにも、異常な状態が発生しつつある。登校拒否、家庭内暴
 力・殺傷事件、子どもの自殺である。

稲村博氏は今日の子どもの子について、「一面では育ちのよさ
 とスマートさを持ち、豊富な知識や趣味などを享受している
 のであるが、他面では、未熟で表面的であり、精神性に乏し
 いといえる。つまり、どこかいびつで、基本的なものの欠け
 た変則的成長をとげていることがわかる」(傍点筆者)と指
 摘している。ここに言う「基本的なもの」とは、藤原審爾氏
 の表現にある「生の第一義的な機能が育っていない子が自殺
 をする」(傍点筆者)という指摘と照応するよう思われる。
 また稲村氏は、現代の子どものこうした特徴の素地として、
 「家庭、学校、社会」の三つを挙げている。たしかに、「主体
 の形成」という教育の根源的命題の欠落した、偏差値と相対
 評価による学校「教育」は、発達の可能態としての子どもを
 蝕むことになろう。また社会において、自己実現の可能性の
 糸口を容易には見出しえないわれわれ大人たちの閉塞状況
 は、子どもの世界に確実に反映し、子どもから未来への希求
 を奪うことになろう。しかし家庭の問題はより根源的といえ
 よう。「自らの家庭が人間を育てる機能を失った、たんなる
 『共同生活』の場にすぎない」ような、夫婦の人間としての

結合度の稀薄性・脆弱性が原因となって、子ども自身が、現
 在を超えて生きる次の社会の創造主体としての自己形成に失
 敗する結果を招くように思われるからである。藤原氏の「共
 同生活」という表現は、イブセンがノラの言葉をもって語ら
 せた、「奇蹟中の奇蹟なんて信じません。でも仮に奇蹟が現
 われるとすればそれは」二人の共同生活が、そのままほと
 うの夫婦生活になれる時でしょう」という表現と鮮明に符合
 するのではなからうか。

一方、長期出稼ぎ、船員、海外派遣員、入院、入監など社
 会的に創出された一時的「欠損」もある。そのような形態的
 欠損が内実までも欠損させてしまう場合もあるし、内実は時
 間的空間的制約をのりこえた家族相互の人間的交流があり、
 「人間を育てる機能」を立派に果たしている場合もある。

すなわち、両親がそろい日々の再生産が行なわれていて
 も、父親が月給運搬人・母親が家政婦にすぎない状態もある
 し、共働き夫婦(ないし妻は地域住民運動の担い手)の場合
 でも、意思の疎通を欠いた個々バラバラの状態もあり、形態
 的「正常」がただちに内実の正常まで保証することにはなら
 ない。離婚・蒸発などによる欠損は、実は欠損の顕在化とい
 えよう。むしろ「正常家族」というカテゴリーにくり入れら
 れた「役割」関係としての家族のありようにこそ、自覚され
 ない「欠損」状態が、すなわち深刻な「欠損」の潜在化が蔓
 延し、それが突如形態的欠損に転化する危険を内在させてい
 る、と捉えるべきではなからうか。

三 人格的人間関係としての家族

「過去において長い間、家庭問題とは婦人問題で」¹¹⁾あった。つまり家庭天職論や性別役割分業論に対抗して、婦人をいかに家庭から解放するかという議論のたて方がなされてきた。しかし現代社会において家族現象の様々な諸相に目をむけたとき、家庭というものを婦人だけの問題として扱ってきたことへの深刻な反省がなされなければならないことを知る。現代の問いは、人類にとって、男女を含めての人間個人にとって、あるいは自我形成期以前の児童にとって、家庭とは人間精神の領域においてどんな意味をもつものか、という問いであらねばならない。男も女もひとしく、より自由で豊かな成熟した人間存在のありようにとって、「私生活の持つ意味」を肯定的に捉え問題としなければならぬといえよう。

家族が必ずしも親族関係を要件としない世帯概念へと変化しつつある現代社会において、家族を世帯から区別する重要な因子は何かを考えてみると、まさにそれは、夫婦関係であることに気づかざるをえない。ここでいう夫婦関係とは、社会的動物であることを自覚した人間一般に共通する、相互に人格的にかかわりあい、すなわち、それぞれが互いに他方の発展の条件となり、それが生みだす共感のうえに成立する、性関係を伴った特殊な人間関係という意味である。

その固有な人間関係の結果として成立する、夫婦と未成熟

の子どもとの関係は、一方では私有財産の継承という財産関係に規定されながらも、他方では密接な夫婦関係のうえになりつつ社会的な拡がりのなかで形成される、個別的なわが子への働きかけという関係なのである。

こうした夫婦・親子関係のもとでは、集団の中での人間相互の〈全面発達〉が保障されることを目的とする、学校やその他の社会的活動に比較し、それぞれの人間の〈個性の育成〉に、より比重がおかれることになる。

子どもは両親との関係において、第一には父親(男性)・母親(女性)とそれぞれ私的にかかわる権利を、第二には両親の相互関係から社会における人間関係の基本を学ぶ権利をもっている。

子どもが親である両性がそれぞれにもつ、音声・におい・身体つき・肌ざわり——そのすべてに接することは、両性を具体的に理解する上で大切な経験となる。子どもは乳幼児期における両親との密接なふれあいにより、やがて男性・女性それぞれもつ優しき・厳しき・勇気・行動力のありようを理解し、精神的な相互関係を築いていくことが可能となるのである。同時にこのことは、子どもが自分の存在を親の喜びの源泉であることを肌で感じとり、両親から十分に愛されているという「幸福感と安定感」¹²⁾にひたる。このように子どもは私生活における精神的情緒的充足感をもってはじめて、公的生活の場で「学校の規律や社会の規範を守り、友人との友情を正しく発展させる」¹³⁾ことが可能となるのである。

そのことは、役割としての父親・母親ではなく、夫婦の全人格的な結合の上に具体化される父親の男としての個性・母親の女としての個性が、わが子の個性の育成に、大きなかわりをもつてくることを意味する。ここでいう「女として」は、たとえば現代社会では「細かいことに目くじら立てる」とマイナスの評価を受ける女の「特性」が、人間が互いに他方の発展の条件となりうるような人間関係を土台としたときにはじめて、ものごとに対する「きめ細かな対応」というプラスの個性として、より全面的に開花していくことを示している。

このような人格的人間関係への志向は、母親のみに歪曲して体现されていた「母性愛」の人間の復権を意味する。それは言葉を変えて言えば、動物一般の親と区別された社会倫理における親の形成にほかならない。

以上が現時点で筆者が考える、社会にとって創造的価値をもつ家族の発展の方向であるので、それとのかかわりで「欠損家族」の問題点を問い直してみよう。

そもそも「互いに一方が他方の発展の条件となる」という、人間の本来のなかわり方に規定された夫婦関係のもとで形成される、子どもとの精神的（人格的）なかわり方においては、欠損という状態が皆無だということがありうるであろうか。実はそうではなく、そのかわりは、ことごらの性格として、当然に「欠損——充足——欠損——充足」の方向をとるといわざるをえない。

それゆえ、いわゆる形態的な意味での「欠損家族」も「正常家族」も、子どもの人格発達にとって、当該家族が欠損状態にあるという場合は当然に存在することになる。したがって問題は欠損そのものを云々することではなく、欠損状態をいかに自覚し克服し、充足の方向を求めようとするのかという、夫婦の姿勢にあるということになってくる。しかし充足の方向を考える上において、親が形態的に「欠損」する場合には、夫婦関係を基軸とする家族の場合とはその「欠損」の中身は質的な相違をもっていることを認識しなければならぬ。なぜなら、統合された夫婦関係を基軸とした親子のかわりは父親の男としての個性・母親の女としての個性を基盤とするので、両親の一方が存在しない場合に、一方の個性を異性である他方の親が全面的に代替しうるものではなく、何よりも夫婦の相互関係を成立させることは物理的に不可能だからである。

このことをいわゆる「欠損家族」の側からみれば、「片親はなくても毅然として生きる」と表現される毅然の中身は、通常いわれるように、残された家族がその親に期待されていた「役割」を全面的に請負うことではなく、その子の発達において欠けている要素を自覚し、社会のなかでその欠損を充足していく方向にこそ求めるものでなければならない。その意味では、両親とも存在しない、そのために欠損家族からさらに崩壊家族の道を歩む場合の方が、「欠損」の社会的自覚は、問題の所在としては明確になるとさえいえるのであつ

て、役割分担のもとで、形態的にはみせかけの充足を示す、形態上の「正常」家族においてむしろ問題を見落しがちなことになろう。

四 「欠損」の自覚とその克服

このように、親子の人格的なかかわり方においては、欠損——充足の絶えざる交互運動が存在することを念頭におきながら、欠損の充足が物理的に困難ないわゆる「欠損家族」に焦点をあてて、問題を整理しておきたい。

まず「欠損家族」を「欠損」になった理由から区分すると、①死別、②生別、③未婚、となる。この三つのうち、それが子どもに与える影響をきわめて単純に言えば、①から③に移行するほど問題は難しくなるといえよう。簡単にいえば、①の場合には「欠損」が正しく「欠損」として自覚され、その社会的「充足」が、生存する他方の親あるいは社会によって、意識的に捉えられる可能性の度合が大きい。②の場合には、夫婦（両親）の統合された意思形成が必然的に不可能となる。したがって「欠損」に対する社会的充足の中には、離婚した両親と子のかかわり方（子の発達に即応した親からの働きかけ）の社会的調整という、より複雑な対応が介在することになる。一番問題なのは、③の場合であろう。

①と②は、その内実は時代とともに変化するとしても時代を超えて存在する問題であるのに対し、「未婚の母」の場合

は、その実態は複雑で、その時代のその婚姻制度が生み出したという要素が強い。

いわゆる「未婚の母」は、大別すればさらに、(a)自らの意志により法律婚を否定する事実婚の場合（私婚）。この場合には、実態的には非常に親密な夫婦関係・親子関係が形成されている場合がある（明治民法の下で届出婚を拒否した平塚らいてうの例）。(b)父親の側にすでに法律上の婚姻関係が別途に継続中のため届出ができない場合（重婚的内縁）。(c)一時的な性関係の結果である場合（利他的同棲、私通）——となろう。

すなわち、(b)・(c)の場合には、時代を超えて存在する問題ではなく、現代資本主義社会ならびに社会主義社会への移行形態における、特殊な夫婦あるいは男女関係と、それに規定された子どもの状況を投影しているものと思われる。

特に(c)は統合された夫婦の人間関係を欠いた性関係であり、疎外社会における殺伐とした「人間」関係が、それからの一時的な逃避場所として一時的な男女関係、より極端な場合には、一時的な性関係を形成させていることがその背景として考えられる。

ベティ・フリーダンは、アメリカの女性が「生きがい」を求め、また自分を知る手段としてセックスを求めるほど、そのセックスはうつろな気まぐれなものになっている⁽¹⁾ことを実例をあげて述べている。また「一九六〇年代の一五歳から一九歳までの未婚の母」が、「一九五〇年代の二倍」に達し、

「一九三八年から一九五八年」の「私生児」が、八万七九〇〇人から、二〇万八七〇〇人へと増加したといわれる。アメリカにおける未婚の母の調査によれば、彼女たちの感情は、「嫌悪感と幻滅感」「偶発的なもので無関心」「愛情と自己達成感」に分類されるとしていることも、「一時的な逃避場所」としての性関係と相応するところが少なくない。

また、資本主義社会における「役割」関係のもとで、夫は妻より商品的にみて数段上でなければ結婚の対象とならず、それを前提として一方が他方に尽くす関係がなりたっている社会構造（マイホームとしての家庭）のもとでは、配偶者の選択がかなり歪められており、またそのことと表裏一体の問題として、結婚しないものに対する好奇心と差別感が、「未婚の母」形成へのひとつの背景となってきたことも見逃せない。また「未婚の母」を支えている意識構造のなかにも、血のつながりの証明できないものを「為体の知れない他人」として排斥し、親族間で閉鎖的につながって行くこととする血縁優位の意識が根強いのである。人間的な自由と自立はここでも影が薄く、むしろ疎外された人間関係の一形態をみる事ができる。

しかも未婚の母自身は「愛情と自己達成感」を表明しても、問題なのは相手の男性の感情がいかなるものかである。未婚の母に対する調査に比較して、未婚の父に対する調査は一对二五にすぎないとするアメリカの指摘も、この点を物語るものであろう。そこには、相互に人格の発展の条件となる

ようなかわり方は、男性にとつてより稀薄であることが想定される。そのようななかで形成される子どもとの関係が、母親の「自己達成感」だけで解消しつくされない問題をもっていることは、いくら強調してもしすぎることはない。子ども側からいえば、両親の側の「第一義的生」の欠如がそこに投影されているといわざるをえない。

少なくとも、未婚の母のいう「毅然」の中身は子どもを自らが囲い込むのではなく、死別の場合以上にその欠損を自覚すること求められねばなるまい。「未婚の母」を生みだす社会的条件の中には、それ自身として熟考されねばならない課題を含むものであるが、すでに発生している状態に対しては、まさに子どもが発達にとつて何が必要なかの視点から検討されねばならない問題だからである。

そもそも「母子」という発想は、母子家庭が経済的貧困の契機になることに着目した発想であり、対象者のニーズそのものの個別的充足は二義的意味しかもっていないことにも注意しなければならぬ。

すなわち肝要なことは、所得保障や住宅、コミュニティ・ケアを実施する過程で、母子・父子状態から派生する欠損をどう充足していくかが要請されてくるのであって、母子・父子状態をそれとして施策の対象とすることは、身体的ハンディキャップ（老齢・障害という状態）を保障する場合は異なり、かえって問題の所在を見あやまり、逆に社会的な差別の方向に導びくことにもなりかねない。

つまり個人としての母(父)親に対する保障、子どもに対する保障が第一義的にそれぞれ問題とされるべきであり、その保障の内容・程度を検討する段階で、「子どものいる」あるいは「母(父)子家庭の」という個別具体的状況が考慮されればよいことなのである。

それだけに要請されてくるのは、その「欠損」の自覚を受け入れる、社会としての「いたわる権利」の自覚である。

社会としての「いたわる権利」は、狭義の社会保障だけでなく、家族法・教育問題など幅広い領域から追究されることになるであろう。それらは——①子の処遇への配慮を怠り、苛酷な状態の予測される場合の協議離婚の歯止めの問題、②離婚後の親との面接交渉のあり方について、子の発達段階の視点からの検討、③普通養子・特別養子制度の検討、④男女とも生涯を通じての結婚・再婚の権利の獲得(とくに女性の再婚を異端視する風潮の払拭)、⑤学校教育の充実、⑥労働の保障——などを含み、さらにさまざまなコミュニティ・ケアの体現を通じて必要とされてくることはいうまでもない。

(1) 仲村優一「一番ケ瀬康子」重田信一「吉田久」共編『社会福祉辞典』(誠信書房・一九七四年)。

(2) 湯沢雅彦『改訂・家族関係学』(光生館・七四年)。

(3) 「昭和五三年母子・父子世帯生活実態調査報告書」(東京都民生局・七九年)。

(4) 「母子家庭での父親役は……」——評論家・樋口恵子さんに聞く——(朝日新聞79・3・26)

(5) 堀岡雄「母性愛」(「地方自治通信」七九年二月号)。生態学者からの指

摘であることが興味深い。

(6) 本多勝一編『子供たちの復讐』(上・下)(朝日新聞社・七九年)。

(7) 稲村博『子どもの自殺』(東京大学出版会・七八年)。

(8) 藤原審爾『死にたがる子』(新日本出版社・七八年)。

(9) 藤原審爾『落ちこぼれ家庭』(上・下)(新日本出版社・七九年)。

(10) イブセン「矢崎源九郎」『人形の家』(新潮文庫)。

(11) 村上益子「家庭からの問題提起」(総合研究開発機構ZERA主催・シンポジウム「女性の可能性」78・10・30)31国立婦人会館における提言。

(12) 平塚らいてう「元始、女性は太陽であった」(上・下)(大月書店・七一年)には次のように記されている。「世間からなんといわれようどわたくしたち二人は、愛する者同士であり、二人の間柄は、日本婚姻法に定められているような、夫と妻の関係ではありませんし、また、あつてはならないのです。自分の納得のできない法律で、自分たちの共同生活を承認し、また、保証してもらうという、そんな矛盾した、不合理なことが出来るでしょうか。ここでわたくしが結婚届を出すことは、現行のこの結婚制度を、認めることにほかならないのです。法律結婚をしないことが、この時代として可能な、唯一の抵抗だと考えたわたくしは、……(略)」と。

(13) ベティ・フリーダン「三浦富美子」『増補・新しい女性の創造』(大和書房・七七年)。

(14) クラーク・E・ピンセント「服部広子・久米稔共訳『未婚の母——その心理学的考察』(家政教育社・七六年)。

(15) 利谷信義「戦後協議離婚制度の展開過程」(『民法学の現代的課題』岩波書店・七二年)。

(16) 稲子宣子「子の権利としての面接交渉権」(七九年度日本法社会学会学術大会79・5・12)13第一日目第3分科会における報告)はすぐれた問題提起である。

はしもと・ひろこ 専攻/社会保障法・家族法
ほしの・すみこ 専攻/家族法・戸籍法